

シャーを小起因物とする死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2021	11	10 ～ 12	古鉄の収集加工、販売を行っている事業場で、スクラップシャー（能力1, 250 t、刃幅250 cm）を使用し、金属製角材の切断作業中、刃部の状態確認のため、刃部手前にある材料押さえ（幅250 cm、厚さ87 cm、押し付け力600 t）の直下に立ち入ったところ、自動運転により下降してきた当該材料押さえに、上半身を挟まれ即死したもの。	11009	7	30 ～ 49
2016	9	14 ～ 15	大型切断機の解体作業中、落下してきた機械部品（クラッチケース、重量約1.5 t）の下敷きになり、死亡した。	30302	4	30 ～ 49
2014	5	5 ～ 6	棒鋼工場の圧延ラインにて、コールドシャーのバイトの交換作業中、バイトを積載した台車を圧延ラインに戻す操作を行っていた際、バイトを積載した台車と、その台車を挿入するコールドシャーの枠との間に、身体を挟まれた。	11001	7	300 ～
2012	1	14 ～ 15	被災者は単独で鉄工場の屋外外壁際に設置されたシャーを用いて鉄板の切断作業をしていたが、付近を通りかかった社員により、シャー下部の動力を伝達する回転軸とテーブル下面に、巻き込まれた状態で死亡しているのが発見された。	11201	7	10 ～ 29
2010	9	11 ～	被災者がギロチンプレス（剪断圧力1250 t）の刃部の交換作業を行っていた際、被災者が当該ギロチンプレスの材料押さへの作動スイッチに触れたため、当該材料押さえ（材料押さえ圧力400 t）が下降し、被災者	80109	7	30 ～

		12	は当該材料押さえと作業面との間に挟まれて死亡したもの。安全ブロック等の挟まれ防止措置を講じていなかった。			49
2006	11	16 ～ 17	自動運転で圧縮・切断作業を行う、鉄骨材類等産業廃棄物の中間加工用のギロチンプレス機において、被災者が、投入ピット内に入り、残切れ端2本（18センチ角，厚さ5ミリ・，長さ160センチ）を、刃の奥のピット内に押し入れようと、ギロチンプレスの押えが下降する範囲内に身体を入れたところ、未だ自動運転中であった押え（能力200トン）に、身体をはさまれた。	11009	7	1～ 9
2003	11	9 ～ 10	条鋼工場において、条鋼用鋼片剪断機のブレード（上刃と下刃）の交換作業中に上刃を持ち上げる部分が正常に作動しなかったため、上刃と下刃の間に頭を入れて中を確認していたときに上刃が落ちて頭をはさまれた。	11001	7	10 ～ 29
2003	4	15 ～ 16	錨(いかり)製造工場において、シャーのベット下部のスタート軸に衣服を巻き込まれた。	11209	7	10 ～ 29
2000	2	16 ～ 17	プレスの加工材を用意するため、シャーリングで幅360mmの板材を幅47mmに切断する作業を行っていてシャーリングの動力シャフトの隙間に右腕から右半身を巻き込まれた。	11203	7	10 ～ 29

2021年、2020年の事例は新型コロナ罹患を含む。2011年の事例は東日本大震災による労働災害を含まない。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

[小起因物別の死亡災害事例（1999-2021年）](#)に戻る。

(参考) [労働災害の分類の概要](#)